

2. 平成17営業年度事業計画の概要

○事業計画については、東日本高速道路株式会社（以下、「会社」という）が、毎営業年度の開始前に、資金計画書及び収支予算書を添えて申請し、国土交通大臣の認可を受けることとなっていますが、今回の平成17営業年度（平成17年10月1日～平成18年3月31日）の事業計画については、会社が成立する10月1日以降、遅滞なく認可を受けることとされています。

○計画の内容は、平成17年9月30日に国土交通大臣により定められた暫定協定の内容に従い、平成17年度の旧日本道路公団事業を継続的に実施していくものとなっています。

○平成17営業年度の事業計画は、全体として約3,423億円、うち高速道路事業は約3,039億円の事業費をもって進めてまいります。

○資金計画については、合計6,286億円の資金を高速道路事業、高速道路事業以外の事業の営業収入、政府からの財政投融资（政府保証債）及び民間の金融機関からの借入金により調達する予定です。

○収支予算については、当期純利益として約1億円を見込んでおります。